

清瀬市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第11項に規定する、身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、重度身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下「就労等」という。）に伴い、自ら所有して運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会での自立の促進を目的とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 身体障害者であって、その障害の程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級又は2級の者

(2) 自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条の規定による公安委員会の免許（仮免許を除く。）をいう。）証（以下「運転免許証」という。）を有する者

(3) 就労等に伴い、自ら所有して運転する自動車の走行装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要がある者

また、改造の内容が障害者手帳に記載された障害に起因して、通常の運行に支障をきたすために、必要な改造であること

(4) 助成を申請する月の属する年の前年（当該申請をする月が4月から6月までの場合にあっては、前々年とする。）の対象者又は扶養義務者等の所得額が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条から22条までの規定による、特別障害者手当の支給の制限を受ける額でないこと

(助成額)

第4条 助成金の額は、走行装置、駆動装置等の改造に要する経費として1件当たり133,900円を限度とし、1車両1回限り支給するものとする。

(申請)

第5条 この事業による助成を受けようとする者は、清瀬市身体障害者用自動車改造費助成申込書に次に掲げる書類を添えて自動車の改造前に市長に申請するものとする。

(1) 見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）

(2) 運転免許証の写し

(3) 身体障害者手帳の写し

(4) 指定された年度の市町村民税課税・非課税証明書

(5) 自動車の車検証の写し（申請時にある場合）

(決定)

第6条 市長は、前条の規定により申し込みを受けたときは、助成金給付の適否を速やかに決定し、清瀬市身体障害者用自動車改造費助成決定（却下）通知書により当該申込者に通知するものとする。

(請求)

第7条 助成の決定を受けたものは、自動車改造後の90日以内に清瀬市身体障害者用自動車改造費助成請求書に次に掲げる書類を添えて請求するものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 写真（改造前、改造後が分かるもので日付のあるもの）
- (3) 車検証の写し（申請時に提出していない場合）

(交付)

第8条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(取消)

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による助成の決定を取り消し、当該者に対し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないとき。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。